

2016 年 2 月

## 無償資金協力案件に係る実施状況調査について

国際協力機構は、無償資金協力事業の実施監理業務を担う立場から、実施中の無償資金協力案件の現場に、資金協力技術専門員／企画調査員（資金協力）（以下「調査員」）を派遣することによって、実施状況調査を行っています。この実施状況調査は以下のとおり実施いたしますが、いわゆる監査や検査ではありません。

### 1. 実施状況調査の目的

当機構が行う無償資金協力の実施監理業務に資することを目的として、調査員を実施中の現場に派遣し、案件の進捗状況を JICA の資金協力業務部長に対し報告し、実施中案件の技術面に関わる施工監理上の指摘を行います。

### 2. 調査の内容

調査員は、実施中案件の現場において、契約図書（仕様書、図面等）との対比を通して、品質及び出来形等が確保されているかどうかを確認します。また、担当コンサルタントが行う施工監理が、契約図書の内容や本旨に沿って適切に実施されているかどうかを、関連図書や保存書類の閲覧、担当コンサルタント（施工会社を含む場合もある）へのヒアリング、現場視察などによって確認します。

さらに、重要な項目として、工事現場における安全管理の状況も確認します。

また、調査員は竣工検査や瑕疵検査に立ち会うことによって、状況を確認することもあります。

### 3. 調査員と担当コンサルタント・施工会社との関係

調査員は調査の過程で、担当コンサルタントから、技術的な助言を求められた場合は、それにお応えすることもあります。調査員の回答は、実施中案件の工事に変更を与えるよう強制するものではありません。従って、調査員の回答を受け入れて、設計変更を検討する場合は、従来どおり、正式な手続きを経る必要があります。

#### 4. 調査員と相手国政府との関係

調査員の業務は、担当コンサルタント（施工会社を含む場合もある）へのヒアリング、必要図書の見直し、現場視察などを主体に行いますが、原則として、相手国政府との打合せや調査結果の直接の報告を行うことはありません。

#### 5. 調査結果の報告と対応

調査員の現場調査終了時に、疑問点、指摘事項、コメントを含め、調査結果としてとりまとめた現地報告書を担当コンサルタントほかによる内容確認を経て、JICA 在外事務所へ提出します。

調査員帰国後には JICA 資金協力業務部に対し報告書を提出します。資金協力業務部では、工程、構造物の品質や現場の安全管理などにおいて、特に重要と判断する報告内容については、書面をもってコンサルタント会社に照会を行います。当機構からの疑問点、質問事項、指摘事項、コメント等に対しまして、文書にてのご回答に関しご協力をお願いいたします。

以上

#### <その他(事故について)>

工事関係者による事故、工事関係者が第三者による事故に巻き込まれるなどの事案が発生した場合は、JICA 事務所、JICA 資金協力業務部に直ちにご報告いただくようお願いいたします。JICA 事務所のない国においての事故の場合は、JICA 資金協力業務部まで速やかなご報告をお願いします。

なお、事故状況の確認等に時間がかかることが考えられますが、事故発生の第一報はそれを待たず報告をお願いします(その後の状況が判明次第、第二報以降をご報告ください)。